亀岡市学校給食のあり方について(案)

提言書

令和5年12月

亀岡市学校給食検討懇話会

| 1. はじめに・・・・・・・ 2 | |
|---|----|
| 2. 検討経過・・・・・・・・ 3 | |
| 3. 学校給食に対する 考え方 アンケート結果の概要・・・・・・ | 5 |
| 4. 亀岡市立学校給食センターについて・・・・・・・・ | 8 |
| 5. 中学校給食実施方式別の検討・・・・・ 9 | |
| 6. 提言 · · · · · 12 | |
| | |
| 《参考資料》 | |
| 亀岡市学校給食検討懇話会設置要綱・・・・・・・ | 15 |
| 亀岡市学校給食検討懇話会委員名簿······ | 17 |

目 次

1. はじめに

昭和29年に学校給食法が制定され、小学校、中学校における学校給食の実施に努めることとされ、亀岡市の小中学校における昼食については、小学校では自校給食から亀岡市立学校給食センターで調理した学校給食へ順次移行し(昭和54年10校開始、平成11年全18校開始)、中学校においては、家庭からの弁当持参を基本に進められてきました。こうした中、国においては平成17年に「食育基本法」が制定され、平成20年には「学校給食法」が改正されました。この改正では、従来の"学校給食の実施"に加え、"学校給食を活用した食に関する指導の実施"が新たに規定されています。

その一方で、近年の社会環境の変化に伴い、核家族や共働き世帯、一人親世帯の増加、家庭の生活時間の個別化などにより、不規則な食事、栄養の偏り、伝統食の喪失などが大きな問題となっています。特に、成長期にある小・中学生は、栄養バランスに配慮した食事を摂ることが、健康な心身を育むために欠かせません。

亀岡市においても、<u>社会や教育現場の</u>実情に見合った、<u>望ましい</u>中学校給食のあり方<u>について、を</u>生徒や保護者、教職員等の意見<u>あるいは亀岡市政が掲げる目標・理念</u>を踏まえつつ検討を行い、教育委員会に提言を行う組織として、令和5年7月に11名の委員から構成されるにより「亀岡市学校給食検討懇話会」が設置されました。

本懇話会では、生徒や保護者、教職員へのアンケート調査や他市の学校給食の取り組み状況を集約するとともに、<u>現在の小学校給食の供給を担っている</u>老朽化した 亀岡市立学校給食センターの<u>可動状況および設備の老朽化の</u>状況<u>を</u>も視察するなど様々な<u>判断・考慮</u>材料をもとに各委員それぞれの立場から意見を出し合い、検討を積み重ねてきました。

今後、亀岡市の児童・生徒にとって心身の健康を増進する健全な食生活の実践に向けて、本検討懇話会として一定の結論を得ましたので、亀岡市教育委員会に対し、 ここに提言するものです。

2. 検討経過

| 開催日時等 | 内 容 |
|----------------|-------------------------|
| 令和5年7月3日(月) | 第1回亀岡市学校給食検討懇話会 |
| 午後1時30分から | 1開会 |
| 市役所 602.603会議室 | 2委嘱状の交付 |
| | 3教育長あいさつ |
| | 4委員自己紹介 |
| | 5座長・副座長の選出 |
| | 6協議事項 |
| | (1)亀岡市学校給食検討懇話会について |
| | (2)学校給食センターの現状について |
| | 7閉会 |
| 令和5年9月12日(火) | 第2回亀岡市学校給食検討懇話会 |
| 午前9時15分から | 1開会 |
| 亀岡市立学校給食センター | 2協議事項 |
| | (1)亀岡市の小中学校の児童・生徒数について |
| | (2)中学校選択制デリバリー弁当へのアンケート |
| | について |
| | (3)中学校の昼食に関するアンケートについて |
| | (4)導入コスト及び委託経費について |
| | 【現地視察】 |
| | 亀岡市立学校給食センター |
| | 給食試食 |
| | 3閉会 |
| 令和5年10月19日(木) | 第3回亀岡市学校給食検討懇話会 |
| 午後3時00分から | 1開会 |
| 亀岡市役所別館3階 | 2協議事項 |
| | (1)今年度の振り返り |
| | (2)配膳及び昼食時間の比較について |
| | (3)中学校の給食に関するアンケートについて |
| | (4)提言書に向けて |
| | 3閉会 |

| 令和5年11月16日(木) 午後2時から 市役所 602·603 会議室 | 亀岡市学校給食検討懇話会との意見交換会 1開会 2亀岡市長との懇談 第4回亀岡市学校給食検討懇話会 1開会 2協議事項 (1)提言(案)の検討 3閉会 |
|--|--|
| 令和5年12月13日(水) 午前10時から 市役所 302·303会議室 | 第5回亀岡市学校給食検討懇話会 1開会 2協議事項 (1)提言(案)の検討 3閉会 |
| 令和○年○月○日(○) | 座長から教育委員会へ提言書提出 |

グラフがある場合グラフのみでよい のではないか。

3. 学校給食に対する考え方アンケート結果の概要

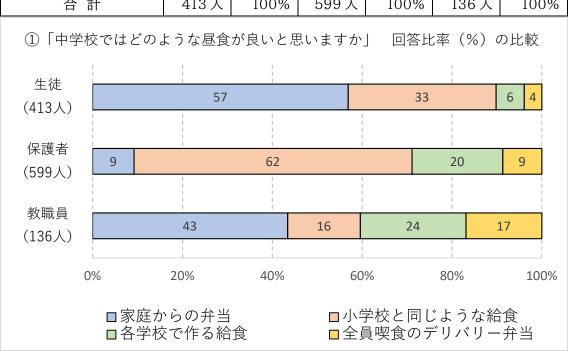
(1)アンケート結果の概要

亀岡市では、市内中学校及び義務教育学校の教職員・生徒及びその保護者を対象に、令和5年8月29日から9月22日まで、中学校の給食にかかるアンケートを実施し、下記のような結果を得ました。

【回答数】生徒 413 人、保護者 599人、教職員 136人

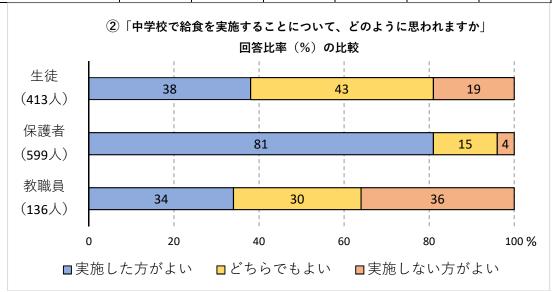
①「中学校ではどのような昼食が良いと思いますか。」

| | 生徒 | | 保護者 | | 教職員 | |
|--------------|-------|------|------|------|-------|------|
| | 回答数 | 回答比率 | 回答数 | 回答比率 | 回答数 | 回答比率 |
| 家庭からの弁当 | 235人 | 57% | 55人 | 9% | 59人 | 43% |
| 小学校と同じような給食 | 136人 | 33% | 371人 | 62% | 22人 | 16% |
| 各学校で作る給食 | 26 人 | 6% | 121人 | 20% | 32人 | 24% |
| 全員喫食のデリバリー弁当 | 16人 | 4% | 52人 | 9% | 23人 | 17% |
| 合 計 | 413 人 | 100% | 599人 | 100% | 136 人 | 100% |



②「中学校で給食を実施することについて、どのように思われますか。」

| | 生徒 | | 保護者 | | 教職員 | |
|--------------|------|------|------|------|------|------|
| | 回答数 | 回答比率 | 回答数 | 回答比率 | 回答数 | 回答比率 |
| 実施した方がよい【A】 | 157人 | 38% | 485人 | 81% | 46 人 | 34% |
| どちらでもよい | 176人 | 43% | 92人 | 15% | 41人 | 30% |
| 実施しない方が良い【B】 | 80 人 | 19% | 22 人 | 4% | 49 人 | 36% |
| 合 計 | 413人 | 100% | 599人 | 100% | 136人 | 100% |



③ ②の質問で【A】給食を実施した方が良いと回答した理由

| | 生徒 保護者 | | 教職員 | | | |
|-------------|--------|------|-------|------|-------------|------|
| | 回答数 | 回答比率 | 回答数 | 回答比率 | 回答数 | 回答比率 |
| 栄養バランスが良いから | 32人 | 20% | 200人 | 41% | 12人 | 26% |
| おいしいと思うから | 45 人 | 29% | 9人 | 2% | 1人 | 2% |
| 家庭での弁当作りの負 | 65 1 | 42% | 219人 | 450/ | 22人 | 48% |
| 担が軽減されるから | 65 人 | 44% | 219 人 | 45% | 22 <u>X</u> | 40% |
| みんなと同じものを食べ | 10 人 | 6% | 14 人 | 3% | 1人 | 2% |
| られるから | 10 人 | 0 70 | 14 八 | 370 | 1 人 | ∠ 70 |
| 昼食が十分に取れてい | 3 人 | 2% | 16人 | 3% | 5人 | 11% |
| ない生徒がいるから | | | | | | |
| 食育の機会になるから | 0人 | 0% | 18人 | 4% | 3人 | 7% |
| その他 | 2人 | 1% | 9人 | 2% | 2人 | 4% |
| 合 計 | 157人 | 100% | 485 人 | 100% | 46 人 | 100% |

④ ②の質問で【B】給食を実施しないが良いと回答した理由

| 生徒 | | | |
|------------------|-----------|--|--|
| 自分の好みに合わないから | 37人 (46%) | | |
| 量が適当でない | 9人 (11%) | | |
| 食べる量に個人差があるから | 7人 (9%) | | |
| アレルギーがあるから | 1人 (1%) | | |
| 配膳に時間がかかるから | 8人 (10%) | | |
| 弁当は好きなものが食べられるから | 14人(18%) | | |
| その他 | 4人 (5%) | | |
| 合 計 | 80人(100%) | | |

| 保護者 | | | |
|-------------------|-----------|--|--|
| 生徒の好みに合わないから | 5人 (23%) | | |
| 量が適当でない | 1人 (4%) | | |
| 食べる量に個人差があるから | 5人(23%) | | |
| アレルギーがあるから | 1人 (4%) | | |
| 配膳に時間がかかるから | 2人 (9%) | | |
| 弁当は作った人の気持ちが伝わるから | 3人(14%) | | |
| その他 | 5人 (23%) | | |
| 合 計 | 22人(100%) | | |

| 教職員 | |
|---------------|-----------|
| 生徒の好みに合わないから | 2人 (4%) |
| 食べる量に個人差があるから | 3人 (6%) |
| 配膳に時間がかかるから | 22人 (45%) |
| 教職員の負担が増えるから | 11人(23%) |
| その他 | 11人 (22%) |
| 合 計 | 49人(100%) |

(2)アンケート結果から見える、学校給食を進める上で考慮すべきこと

- ・給食実施に伴い必要となる各施設の改修(給食室の新設、エレベーターの設置、 廊下の拡幅、教室の整備、手洗い場の改修、配送トラックの駐車場の確保 など)
- ・給食実施に伴い各ステークホルダーに生じる負担を緩和する配慮・措置
- ・体の発達に応じた食事量や栄養の確保
- ・食物アレルギーなど、個々人の事情に合わせた対応や工夫
- ・日課表および年間を通した学校行事の見直し
- ・地産地消や食農教育の推進
- ・食育(命の教育を含む)および環境教育の推進

など

この項目は「中学校給食実施方式別の検討」の中にいれてはどうか。

4. 亀岡市立学校給食センターについて

徹底した衛生管理の下、効率的な運営・管理が為されており、施設はフルドライシステムを採用している。献立を2種類に分け、食材も異なるものを使用し、それぞれ独立したラインで分離・並行して調理している。現在は、1日当たり約5,000食を供給している。

温かい状態の給食を2時間以内に各校へ配送している。

専門の栄養教諭により、市内全校に同一水準の栄養および食育を提供している。

他方で、設備の老朽化が著しく、改修の繰り返しでその機能を維持することには限界が来 ており、また一時的に凌ぐための継ぎ接ぎ的な改修への支出は財政的にも非効率である。

また、現在のセンターは亀岡市の北端に立地しており、給食配送の効率が悪いため、今後の方式によっては立地についても検討する必要があると考える。

なお、中学校給食をセンター方式で実施する場合には、小学校給食と合わせて供給できる体制を整備することが、建設だけでなく、運営・管理を含めた長期の費用効率という点では望ま しいと考える。

5. 学校給食実施方式別の検討

学校給食の供給方法には、「自校方式」「センター方式」「デリバリー方式」など多数の方式があり、その選択に際しては多くの視点から多元的、複眼的に検討・判断される必要がある。例えば、以下に挙げるような項目がその評価・選択に際して重要な意味を持つものと考える。

親和性の意味が分かりづらい

- 地域住民の意見・希望
- ・ 設置および運営・管理の費用
- ・ 衛生上のリスク管理
- ・ 地産地消を含めた食材調達の安定性・経済性
- ・ 食品ロスを含めた環境への負荷
- ・ 食育・農業・環境教育との親和性 ▲ 融和性/調和/関係?
- ・ 生徒の事情に合わせた栄養バランス確保や献立実施などの柔軟性
- ・ 地域文化や市政に合わせた給食実施の柔軟性・機動性 等々

そして、上記の評価項目のウエイトや優先順位の決定、さらには最終的な学校給食の供給方式の選択にとっては、学校給食を通じて何を実現するかという行政や学校の計画・目標が重要になるものと考える。

(1) 自校方式・・・各中学校に整備された給食調理場で調理した給食を配膳する方式

【主なメリット】

- ○学内での調理・供給となるため、調理完了後の配膳までの時間が短く、温かい出来立て の給食を食べることができる。
- ○独自性ある献立の実施や給食に関連付けた行事の実施など、学校独自の取り組みも、 また市全体としての取り組みにも対応することが可能。
- ○調理する人や生産者の顔が見やすく、感謝の気持ちを伝えることができる。

【主なデメリット】

- ○建設・運営・管理のコストでは、その他の方式と比較すると、数カ所に調理場を設けることは、建設費、人件費、管理・維持費等の面でのスケールメリットを犠牲にし、コスト面での負担が膨れる。
- ○衛生面では、調理が学校毎に分散されるため、食中毒等のリスクも分散されることになるが、その分だけ学校の衛生管理の責任と負担が大きくなる。
- ○学校によっては、調理場等の設置工事を授業など通常の学校活動と並行して実施する ことが難しい場合があり、学校教育活動への影響が出る可能性がある。
- ○学校によっては、学校敷地内に建設スペースを確保することが難しいケースもある。

《ブロック毎の親子方式》

用地確保が可能で生徒数も多い大規模な中学校にのみ給食室を設置し、自校の給食の供給を行うと同時に、そこから周辺の小規模な中学校に配送する。自校方式とセンター方式の中間にある親子方式は、ブロック毎の独自性や柔軟性を確保しつつ、ある程度はスケールメリットを活かすことができる。

(2)センター方式・・・・市が整備した給食センターで調理した給食を各中学校へ配送する方式

【主なメリット】

- ○一つのセンターで供給する場合、スケールメリットを最大限に活かすことができ、給食の供給という点に限定すれば最も運営効率が高い。特に、1 か所に大規模設備の建設をするだけであるため建設費等の初期投資が低く抑えられ、またその大規模設備で大量調理が可能となるため、人件費や光熱費などの運営コストも低く抑えることができる。
- ○一か所で食材調達・保管から調理、配送まで集中管理されるため、<u>衛生上のリスク管理</u> の徹底を図ることが相対的に容易である。

【主なデメリット】

- ○必要となる用地面積が大きくなる。小・中学校を合わせた数の給食の供給を可能にする 大規模センターの建設が可能かは不透明。
- ○調理後に学校に届けるまで<u>相対的に長い</u>時間<u>を要する</u>がかかる</u>ため、作り立ての提供 は難しい。
- ○独自性ある献立の実施や給食に関連付けた行事の実施など、市全体としての取り組み には対応可能であるが、学校独自の取り組みへの対応は限定的となる。

≪センター方式の中での実施方法の違い≫

前ページの「衛生上のリスク管理の徹底を図る ことが相対的に容易である。」との矛盾

◇新規で小・中合わせたセンターの新設

施設を一か所に集中させるため、建設及び人件費等の運営・管理コストは相対的に低く抑えることはできるが、衛生管理上のリスクは集中する。

◇既存施設の改築

既存の設備を拡大するだけであれば、これまでに蓄積された運営・管理のノウハウを十分に生かすことができる。他方で、新設でなく増改築で対応する場合、耐用年数が短くなり、結局はメンテナンス費用の上積みが生じるなど経済的に非効率になることが懸念される。

◇中学校専用センター新設

小学校と中学校の2つのセンターを独立に運営するため、運営管理上のリスクを分散することができる。他方で、小学校の現給食センターは老朽化のため大規模な改修が必要であとなるため、そのコストはが発生する。また、中学校の給食センターの建設には、新たな用地確保が必要となる。

(3)全員喫食デリバリー弁当

・・・民間業者が自社の調理場で調理し、弁当の形で各中学校へ配送する方式

【主なメリット】

- ○学校の教職員も含めた行政側の関与・負担は最小化できる。
- ○民設民営の場合、初期の設備投資やメンテナンス費の直接の負担は回避できる。他方で、その分の費用は民間業者との契約の中で行政側への請求に反映されることになる。
- ○学校での配膳の工程が圧縮され、学校運営上の時間的余裕を確保できる。
- ○価格に反映させることで、個人の希望に応じた量の調整(選択)が可能になる。

【主なデメリット】

- ○食材の調達管理(地産地消)、温かい・冷たい食事の提供が難しい。
- ○食べ残しの把握やフードロスへの学校や行政の関与が難しくなる。
- ○アレルギー対応が出来ない可能性がある。
- ○独自性ある献立の実施や給食に関連付けた行事の実施など、市全体としての取り組み も学校独自としての取り組みもその実施が難しくなる。

6. 提 言

本懇話会は、食育の重要性を確認し、また家族形態を含めた社会状況の変化に合わせた学校給食の在り方、『学校給食法』および『食育基本法』に基づく給食の在り方を検討し、さらには給食実施方式別のメリット・デメリットなどを整理したうえで、亀岡市における今後の中学校給食の在り方について検討を行ってきました。特に、直接のステークホルダーである生徒、保護者、教職員を対象に令和5年度に実施された「中学生の昼食に関するアンケート調査」の集計結果と、その自由記述欄に寄せられた率直な意見を尊重しつつ、委員それぞれの立場から意見を出し合い、世界に誇れる環境先進都市を目指す亀岡市において、「子どもファースト宣言」や「オーガニックビレッジ宣言」、あるいは「SDGs未来都市」等に掲げられる理念や目標と整合性ある、より良い学校給食にあり方について検討を進めてきました。

1. 食育の重要性と亀岡市政における位置づけ

まず、『学校給食法』および『食育基本法』に謳われる「食育の重要性」は委員が共通に認識するところであり、「子どもたちの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって渡って健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となる」ことから、中学生が健全な食生活を通じて心身の健康を増進するためには、家庭、学校、地域が連携して食育の推進に取り組んでいく必要があると考えます。とりわけ、令和4年度に「子どもファースト宣言」を発表した亀岡市として、学校現場をはじめ亀岡市全体で積極的な食育の機会を創出し、子どもたちの食への正しい理解と知識を形成していくことは、その宣言に基づく重要な施策のひとつになるものと考えます。

また、給食は、単なる食の提供にとどまらず、給食の準備から片付けまでの一連のプロセスの中で、正しい手洗いや配膳方法、食器の並べ方、お箸の使い方、食事のマナーを体得させる場でもあり、人と一緒に食べる楽しさを感じ、農業体験や環境教育、あるいは地域産業や国際食糧問題などと関連付けることで、学校教育に学びの多様な機会と手段の広がりをもたらす手段となり得るものと考えます。そして、そうした教育の広がりと実践は、「世界に誇れる環境先進都市」に相応しい市民としての高い環境意識の醸成にも結び付くものと考えます。

2. 令和 5 年アンケート調査結果の解釈

令和5年アンケート調査結果については、中学校給食の導入に対する生徒、保護者、教職員の考えにはそれぞれの特徴が表れています。まず、保護者の回答には、中学校給食の導入への明確な支持が表れており、その81%が中学校給食を「実施した方がよい」と肯定する回答をしておりいます。これに「どちらでもよい」の中立の回答率15%を加えると、合わせて96%に達します。中学校給食の実施を支持する主な理由として「家庭の負担軽減」(45%)と「栄養バランスの良さ」(41%)の2つが挙げられています。他方で、生徒の57%と教職員の43%が現行の「家庭からの弁当」の継続が良いと回答しつつ、中学校給食の実施の是非を直接に問う設問では、「実施しない方がよい」という否定的回答は生徒

19%、教職員36%と、前者の回答割合よりも低い水準にとどまっています。つまり、多くの人が現行のお弁当の継続を望みつつも、中学校給食の実施にはそこまでは反対していないということです。逆に、中学校給食を「実施した方がよい」と肯定する生徒の回答割合は38%で、「実施しない方がよい」と否定する回答割合(19%)の2倍という結果になっています。教職員については、中学校給食を「実施した方がよい」と肯定する回答割合は34%で、「導入しない方がよい」と否定する回答割合36%と拮抗しています。そして、「導入した方がよい」という回答の主な理由としては、生徒の47%と教職員の48%が「家庭の負担軽減」を挙げており、それに次いで生徒の20%と教職員の26%が「栄養のバランス」を挙げています。つまり、生徒と教職員は、現行の弁当の継続を希望しつつも、家庭の負担軽減と給食の栄養バランスの良さを考慮して給食の導入に明確な理解と支持を示していることが分かります。

他方で、同アンケートで教職員が中学校給食を「実施しない方がよい」と否定する回答をした主な理由としては、「配膳に時間がかかる」(45%)と「教職員の負担が増える」(23%)が挙げられており、中学校給食を実施する場合でも教育現場の負担増を緩和するための補完的措置も合わせて検討することが必要と考えます。

こうしたアンケート調査結果を踏まえ、また「学校給食は食育の生きた教材」との観点から、全員喫食を前提とした中学校給食の導入は、積極的に検討されるべき選択肢と考えます。また、亀岡市が目指す「世界に誇れる環境先進都市」の実現に向けた市政の一環として、あるいは「こどもファースト宣言」に基づく取り組みの一つとしても、その在り方を検討していくことが適当であると考えます。

3.3 つの方式の比較と意見

「自校方式」「センター方式」「デリバリー方式」など中学校給食の実施方式については、本懇話会としてはいずれか一つの方式が最適であるといった統一見解を明示することはしません。各方式はそれぞれに長所と短所を抱えており、それらを多元的、複眼的に理解・比較することは可能であっても、その選定には市民の意見、市の財政あるいは教育や環境に関する市政なども考慮されねばならず、本懇話会の機能を越えた判断が必要であるものと理解しております。以下、その前提に立って、懇話会としての各方式に対する理解と意見を整理します。

「自校方式」は、センター方式が有するスケールメリットを犠牲にしなければならず、また 現在の校舎を前提に建設条件を満たすことが可能であるかについて中学校ごとに調査・ 確認が必要である一方で、学内での調理・供給となるため調理完了後の配膳までの時間 が短く、温かい食事の提供を可能にすること、学校独自の献立の実施、給食時間の設定、 あるいは給食に関連付けた行事・プログラムの実施が可能であることなど、柔軟性と機動 性に富む実施方式として評価されるべきと考えます。

センター方式については、現在の小学校給食の供給を担う亀岡市立学校給食センター (千代川町川関森ケ下)の老朽化への対応と合わせて、中学校でも小学校と同じ学校給食 を望む保護者の意見が多いこと(令和5年アンケート調査結果)や、集中生産管理システム によるスケールメリットを活かした効率的運営が可能になること、等々の理由から、業務を 一カ所に集中させるセンター方式で供給体制を構築することは、有力な選択肢の一つにな り得ると考えます。

デリバリー方式は、既に部分的導入済みではありますが、亀岡市としてはメニュー作成などの領域で関与することはあっても、食材の調達、調理、配送、回収の基本プロセスを民間に委託できることや、配膳の必要がないため、給食実施への学校側の直接の負担が軽減されるなどのメリットがあります。

他方で、現状でも選択制で導入されておりその喫食率が低いこと、令和5年アンケート調査でも生徒や保護者からの支持率が低いことなどを踏まえると、中学校給食としてデリバリー方式を選択する場合には、彼らの納得や理解を形成するための丁寧な意思決定プロセスが必要になるものと考えます。

いずれたの方式が採用されるべきかの判断は、『学校給食法』および『食育基本法』に基づく学校給食に求められる条件に加えて、亀岡市として長期的な視点に立ってどのような理念・目標を掲げ、学校給食の実施を通じて何を実現するのかという視点から、必ずしも市全体で単一の方式に縛られることなく、小学校と中学校で異なる方式を選択することや、公設公営以外の方式で民間活力を積極的に導入する方法など様々な選択肢も視野に入れ、中学校給食の早期実現のため、引き続き検討を進められることを提言いたします。

また、現状では国政による少子化対策の一環として「給食無償化」が実現される可能性もあるため、その実施に伴う地方への補助金の給付方式等に関する中央政府の検討状況を確認しつつ、亀岡市としてより望ましい条件での学校給食の実施方式の選定や実施時期の決定を行っていく必要があることを付記しておきます。

4. むすび

本懇話会は、令和5年7月から12月までの半年間で5回の会合を開催し、亀岡市中学校の給食の実施の是非および望ましい供給方式の在り方を中心に検討を行ってきました。 本提言は、そこで出された主要な意見・提案を整理したものであります。

なお、亀岡市の機関決定プロセスにおける本懇話会の位置付けを踏まえ、懇話会として の意見・提案の統一が必ずしも必要ではないという理解の下、多様な立場・視点からの意 見・提案を包摂するかたちの提言となっていることをご理解ください。

今後の亀岡市による学校給食に関する審議等の機関決定プロセスにおいて一参考資料として役立つことを期待し、ここに亀岡市学校給食検討懇話会としての提言書を提出いたします。

亀岡市学校給食検討懇話会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市立学校すべての児童生徒の学校給食に係る実施方式や運営上の諸課題等について、幅広い観点から意見交換を行うため、亀岡市学校給食懇話会(以下、「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 学校給食施設の課題、その対策及び施設のあり方に関すること
- (2) 学校給食の実施方式に関すること
- (3) 学校給食施設の機能、規模及び立地等に関すること
- (4) その他学校給食に必要な事項に関すること

(構成)

第3条 構成員は、次の各号に規定する者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1)学識経験者
- (2)小中学校長会
- (3)学校関係者
- (4)栄養教諭
- (5)市 PTA 連絡協議会(小学校1名、中学校1名)
- (6)自治会関係者
- (7)有機農業推進協議会
- (8)市民公募
- (9)その他、教育長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は委員会が第2条に規定する事項の意見交換を終えたときに満了する。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置く。座長は構成員の互選によりこれを定める。副座長は座 長が指名する。

- 2 座長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代行する。

(懇話会)

第6条 懇話会は、必要に応じて座長が招集し、座長がその議長となる。ただし、座長が選出されていないときは教育長が招集する。

2 懇話会は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(秘密保持)

第7条 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(懇話会の公開)

- 第8条 懇話会は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。
 - (1) 亀岡市情報公開条例(平成12年7月市条例第32号)第7条各号に該当すると認められる 情報について意見交換を行う場合
 - (2)懇話会を公開することにより、公正かつ円滑な会の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 傍聴に関して必要な事項は、教育部長が別に定める。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、教育部において行う。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附則

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行後最初の懇話会の招集は、第6条の規定にかかわらず、教育長が行う。

亀岡市学校給食検討懇話会委員名簿

| 選出区分 | 所属等 | 氏名 |
|--------------|--------------------|--------------------|
| 学識経験者 | 京都先端科学大学 教授 | グマ |
| 校長 | 小学校長会代表(青野小学校 校長) | 松村正美 |
| TXIX | 中学校長会代表(南桑中学校 校長) | 3 2 3 4 國府 美幸 |
| 学校関係者 | 小学校代表(薭田野小学校 栄養教諭) | ヤスダ カナ 引 安田 佳那子 |
| 子仪制标句 | 中学校代表(亀岡川東学園 教頭) | 類知 · 学 |
| 栄養教諭 | 栄養教諭 | デリー 253 井尻 浩子 |
| 亀岡市 PTA 連絡協議 | 亀岡市 PTA 連絡協議会 | ッジムラ 辻村 ちゑみ |
| 会 | 亀岡市 PTA 連絡協議会 | 2サキ アヤノ 草木 技乃 |
| 自治会関係者 | 自治会連合会 | ウェダー 改持 上田 政行 |
| 有機農業者 | 有機農業推進協議会 | 入木 啓至 |
| 市民公募 | 市民公募 | 四方 梓 |
| 計 | 11名 | |